「法規」

令和6年試験振り返り 講座概要

「RO6法規」

No1-3 用語 設計図書 工作物 令138条三号	No2-2 北側高さ制限緩和 公園 令135条の4一号
No3-2 安全計画届 法90条の3 令147条の2	No4-4 用途変更 工事完了届け 法87条1項
No5-2 一般構造 昇降機機械室階段寸法 令129条の9	採光補正係数 令20条2項二号 No6-3 防火区画 木造 防火壁 法26条 令113条
No7-2 耐火構造 準耐火構造 令107条 令107条の2	No-8-1 非常用進入口 令126条の7
No9-2 屋外避難階段出入口 令123条2項二号	No10-4 エスカレーター積載荷重 令129条の12 3項
No11-2 耐力壁厚さ 保有水平耐力計算 令36条2項 令7	8条の2 一号 No12-1 地下部分の地震力 令88条4項
No13-4 突合せ溶接 許容せん断応力度 令92条	No14-4 道路上空への新築 法44条
No15-1 用途制限 別表2	No16-1 容積率算定の基礎となる延べ面積 法52条2項+法42条2項
No17-3 高さ制限 法56条 一号(道路) 二号(隣地)	三号(北側) No18-3 防火地域、準防火地域 法27条(特殊建築物) 令136条の2
No19-1 一つの敷地とみなすことによる制限の緩和 法86条	No20-3 2以上の工事に分けて増築工事を行う場合の緩和 法86条の8 二号
No21-4 建築士法 工事監理 法18条3項	No22-4 建築士法 工事監理報告書保存期間 法24条の4 2項 規則21条5項
No23-1 建築士法 管理建築士の業務 法42条3項4項	No24-3 都市計画法 開発許可にかかわる予定建築物以外の新築 法42条
No25-2 消防法 消火器、簡易消火用具の設置 令10条	No26-3 高齢者、障碍者移動の滑化法 認定特定建築物 法19条
No27-1 省エネ法 特定建築物非住宅300㎡ 令4条	No28-4 融合問題 定期報告 法12条 規則5条
No29-3 融合問題 避難階段の設置 令122条2項	No30-4 宅地造成、盛土規制法 法12条

No. 1 用語

3. 高さ4mの記念塔の工事用の図面は、「設計図書」に含まれる。

法2条十二号 法88条(工作物への準用) 令138条(工作物の指定)三号 4m超〇 4mの記念塔は政令指定の工作物に含まれない ×

N о. 2 面積、高さ又は階数

2. 北側高さ制限において、建築物の敷地が北側で公園に接する場合、当該公園に接する隣地境界 1/2 だけ外側にあるものとみなす。

法56条三号(北側高さ制限) 6項(公園等に接する場合) 令135条の4(北側の前面道路、隣地に関する緩和) 一号 水面、線路敷記載あり〇 公園は記載なし ×

No. 3 確認申請、建築手続き

2. 延べ面積3,000m2、地上3階建ての病院の避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、建築主は、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

法90条の3(安全計画の届出) 令147条の2(届出を要する建築物) 二号 病院5階以上○ 3階建ての病院 ×

No. 4 建築物の用途の変更

4. 建築物の用途の変更についての確認済証の交付を指定確認検査機関から受けた場合においては、 建築主は、建築物の用途の変更に係る工事が完了したときは、当該指定確認検 査機関に届け出 なければならない。

法87条1項(用途変更に対するこの法律の準用) 建築主事に届け出○ 指定確認検査機関に届け出×

No. 5 一般構造 正しい選択肢を選ぶ

イ、劇場における昇降機機械室用階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、それぞれ23cm及び15cmと することができる。

令27条(特殊の用途に専用する階段) 令129条の9 五号 ○

ニ. 準工業地域内の有料老人ホームの入所者の使用する寝室(天窓を有しないもの)で、外側に幅 1 mの縁側(ぬれ縁を除く。)を有する開口部(道に面しないもの)の採光補正係数は、水平距離が6mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。

令20条2項(有効面積の算定方法)二号(準工業、工業、工業専用) ロ 8×0.24-1.0=0.92 → 1.0 令20条2項 縁側 1.0×0.7=0.7 ○

No. 6 防火区画、防火壁及び防火床

3. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の延べ面積が1,000m2を超える木造の小学校は、原則として、床面積の合計1,000m2以内ごとに準耐火構造の防火壁又は防火床で有効に区画 しなければならない。

法26条(防火壁等) 令113条(木造の防火壁、防火床)一号 耐火構造○ 準耐火構造 ×

No. 7 耐火、防火

2. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれにつ いて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形 、溶融、破壊 その他の損傷を生じないものでなければならない。

法2条七号(耐火構造) 令107条(耐火性能) 一号 火炎による火熱が同欄に掲げる時間加えられた場合に、損傷を生じない性能

法2条七号の二(準耐火構造) 令107条の2(準耐火性能)一号 火炎による火熱が加えられた場合に、同表に掲げられた時間損傷を生じない性能○ 加熱終了後×

No. 8 避難施設等

1. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、非常用の進入口の設置が必要 な場合、外壁面の長さ40m以内ごとにこれを設けなければならない。 令126条の7(非常用の進入口の構造)二号 進入口の間隔は40m以下○ 長さ40m以内ごと×

No. 9 耐火、防火

2. 屋内から屋外避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備を設置した。 令123条(避難階段の構造)2項(屋外避難階段)二号(出入口) 法2条九号の二口に規定する防火設備 令109条の2(遮炎性能) 20分間○ 10分間×

No. 10 建築設備

4. 建築物に設けるエスカレーターで、踏段面の水平投影面積が13m2であるものの踏段の積載荷 重は、33kNとすることができる。

令129条の12(エスカレーターの構造) 3項(積載荷重) 2.6kN/m²×13m²=33.8kN以上○33kN×

No. 11 建築物の構造計算、高さが4mを超える建築物

2. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合、耐力壁の厚さは、12cm以上としなくてもよい。 令36条2項(保有水平耐力計算を行った場合に適用する仕様規定) 令78条の2一号(12cm以上とする) 12cmとしなくてもよい×

No. 12 鉄筋コンクリート造、高さ31mの建築物の構造計算

1. 許容応力度等計算を行う場合、建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に、原則として、所定の式に適合する地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。

令88条4項(地下部分の地震力)水平震度を乗じるO 地震層せん断力係数を乗じる×

No. 13 建築物の構造計算

4. 鋼材の突合せ溶接における、溶接継目ののど 断面に対する、短期に生ずる力に対するせん断の 許容応力度は、溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める 溶接部の基準強度の1/1.5√3の数値である。

令92条(溶接の許容応力度) 突合せ溶接 許容せん断応力度(短期) $F \cdot 1/\sqrt{3}$ 1/1.5 $\sqrt{3}$ ×

No. 14 都市計画区域内の道路

4. 地区計画等の区域内において、建築物の敷地内に予定道路が指定された場合、当該予定道路の上空に設けられる渡り廊下は、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。

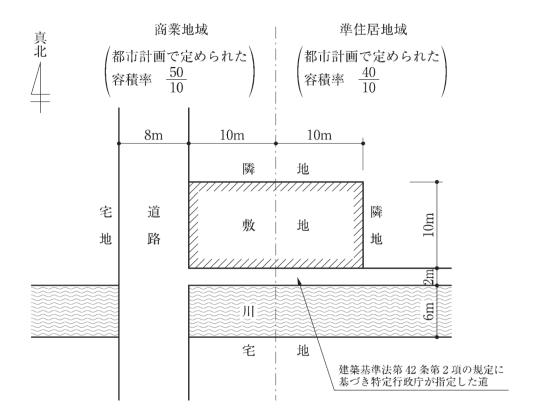
法44条(道路内の建築制限)三号 道路上空への新築 特定行政庁が認めたもの〇 許可を受けることなく×

N о. 15 建築物の用途の制限

1. 田園住居地域内において、「延べ面積700m2、平家建ての老人福祉センター」は、新築することができる。

法別表2(用途地域内の建築物の制限) (ち) (い) 一号から九号 令130条の4(公益上必要な建築物) 二号 600㎡以内の老人福祉センター 700㎡×

No. 16 容積率の算定の基礎となる延べ面積の最大

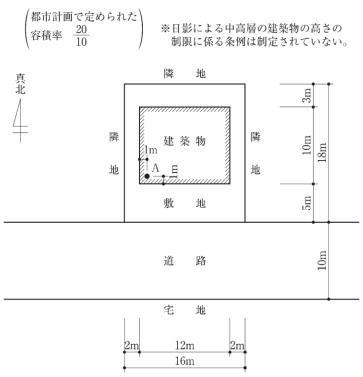


法52条(容積率)2項(前面道路幅員による値) 二号準住居4/10 三号商業6/10を前面道路幅員に乗じる(前面道路が2以上に場合は幅員の最大のもの) 法42条(道路の定義)2項 (4m未満の場合) 川がある場合は川と道路の境界から4m後退

 $(10-2) \times (6\times8/10) + (10-2) \times (4\times8/10) = 640$

No. 17 A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度





法56条 (建築物の各部分の高さ)

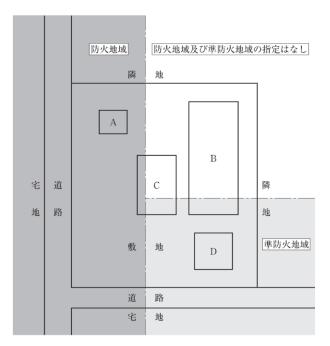
一号(道路高さ制限)第二種中高層20/10 水平距離× 1.25 (1+5+10+5) ×1.25=26.25

2項(道路境界から後退した場合)道路の反対側の境界から後退距離だけ外側

二号(隣地高さ制限)イ第二種中高層 20m超の部分 水平距離×1.25 (1+2+1)×1.25+20=26.25

三号(北側高さ制限) 第二種中高層 水平距離× 1.25+10 (3+9) ×1.25+10=25

No. 18 A~Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、誤っているもの



A:延べ面積 90m²、地上 2 階建ての事務所棟

B:延べ面積1,200m2、地上3階建ての事務所棟

C:延べ面積 140m2、平家建ての自動車車庫棟

D:延べ面積 400m²、地上 4 階建ての事務所棟

法27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)法別表第1 に該当しない

法61条 (防火地域、準防火地域内の建築物)

法65条(防火地域、準防火地域の内外にわたる場合)

令136条の2(防火地域、準防火地域内の建築物)

- 一号(耐火建築物等) 防火地域 階数3以上もいは100㎡超 準防火地域 階数4以上もいは1500㎡超
- 二号(準耐火建築物等)防火地域 階数2以下で100㎡以下 準防火地域 階数3で1500㎡以下もいは階数2以下で500㎡超1500㎡以下

A:二号 B:二号 C:一号× D:一号

No. 19 融合問題

1. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域等による用途の制限の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。

法86条(一つの敷地とみなすことによる制限の緩和) 法48条(用途制限)は含まれない 当該一団地は一の敷地とみなされる×

No. 20 融合問題

3. 建築基準法第3条第2項の規定により排煙設備の規定の適用を受けない建築物について、2以 上の工事に分けて増築を含む工事を行う場合、特定行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、いずれの工事の完了後であっても、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要はない。

法86条の8(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和) 二号工事完了後に建築基準法令の規定に適合すること〇 現行基準に適合するための改修を行う必要はない。×

No. 21 建築士が行う「工事監理」

4. 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

法18条(設計及び工事監理)3項 工事施工者がこれに従わないときは、建築主に報告○

特定行政庁に報告×

No. 22 建築士事務所の開設者に係る「工事監理」

4. 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する工事監理報告書を、作成した日から起算して5年間保存しなければならない。

法24条の4(帳簿の備え付け等及び図書の保存) 2項(政令で定める図書の保存) 規則21条(図書の保存)4項(政令で定める図書)二号工事監理報告書 5項(期間)15年間 ○ 5年間×

No. 23 建築士事務所の開設者と、当該建築士事務所に属する建築士(以下「所属建築士」という。)との関係

1. 建築十事務所の開設者は、所属建築十の監督及びその業務遂行の適正の確保に関する技術的事項を自ら総括しなければならない。

法24条(建築士事務所の管理)3項(管理建築士の業務)四号 管理建築士は所属建築士の監督及びその業務遂行〇 自6総括×

No. 24 都市計画法

3. 開発許可を受けた開発区域内の土地に用途地域等が定められている場合、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があった後に、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築するときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。

法42条 (開発許可を受けた土地における建築等の制限) 用途が定められているときは、この限りでない。○ 都道府県知事の許可を受けなければならない×

No. 25 消防法

2. 延べ面積150m2、地上2階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。

令10条(消火器具に関する基準) 二号ロ 別表第1(3) ロ飲食店 150㎡以上 必要○ しなくてもよい。×

No. 26 床面積の合計が2,000m2のホテルを新築しようとする場合 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

3. 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請しなければならない。

法19条 (認定特定建築物の容積率の特例) 容積率の算定の基礎となる延べ面積の緩和。 申請しな ければならない×

No. 27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

1. 建築主は、特定建築物の増築(非住宅部分の増築に係る部分の床面積の合計が300m2以上であるものに限る。)をしようとするときは、当該特定建築物(非住宅部分に限る。)を建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう努めなければならない。

法11条(特定建築物の基準適合義務)政令で定める規模以上 令4条(特定建築物の非住宅部分の規模等)300㎡

努めなければならない。×

No. 28 融合問題

【条件】・用途:物品販売業を営む店舗・規模:地上4階建て(避難階は1階)、高さ15m、延べ面積2,000m2・構造:木造(主要構造部に木材を用いたもの)・所有者となる建築主:民間事業者・設計者:「構造設計一級建築士」及び「設備設計一級建築士」いずれの資格も有していない一級建築士

4. 建築主に対して、5年の間隔をおいて、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調 査員に建築物の状況の調査をさせ、かつ、その結果を特定行政庁に報告する義務がある旨を伝えた。 法12条(報告、検査等) 令16条(定期報告を要する建築物)三号 別表第1(4項) 規則5条(建築物の定期報告)3年までの間隔○ 5年の間隔×

No. 29 融合問題【条件】・立 地: 第一種住居地域 容積率の最高限度300%・用 途: 1階の一部 飲食店 1 階の一部及び2~4階 物品販売業を営む店舗(各階に売場を有する)・規 模: 地上4階建て(避難階は1階のみ) 延べ面積 4,000m2(各階の床面積は1,000m2) 敷地面積 1,300m2

3. 2階から4階までの各階の売場から1階に通ずる直通階段を三つ設け、このうちの二つを「避難階段」とし、他の一つは「避難階段」及び「特別避難階段」のいずれにも該当しないものとすることとした。 令122条(避難階段の設置)2項 2以上の避難階段又は特別避難階段を設けなければならない 〇

他の一つは「避難階段」及び「特別避難階段」のいずれにも該当しないものとすることとした。×

No. 30 関係法令

4. 「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、特定盛土等規制区域内において、盛土で高さ3m の崖を生ずる工事をしようとする者は、原則として、当該工事に着手する日の30日前までに、 都道府県知事に届け出なければならない。

法12条(宅地造成等に関する工事の許可) 工事着手する前に許可を受けなければならない〇 法2条(定義)二号盛土 令3条(宅地造成及び特定盛土)一号 1mを超える盛土 30日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。×

「学科法規 講義内容」全39回

- 1. 用語の定義、面積、高さ、階数-2回
- 2. 確認申請、建築手続き-2回
- 3. 一般構造、採光—1回
- 4. 耐火防火性能、防火区画、内装制限—2回
- 5. 避難施設等—2回
- 6. 建築設備一1回
- 7. 構造強度—3回
- 8. 道路、用途地域、容積率、建蔽率-3回
- 8. 高さ制限、防火準防火地域-2回
- 9. 融合問題、地区計画、建築協定—3回
- 10. 建築士法、都市計画法—4回
- 11. 消防法、関係法令、融合問題—6回
- 12. アウトプット練習-8回